

## 第3章 多文化共生推進の基本的な考え方

きほんりねん

### 1 基本理念

にほんじん す がいこくじん す がいこくじん  
日本人にとって住みやすいまち、外国人にとっても住みやすく、また、外国人  
す にほんじん す  
にとって住みやすいまち、日本人にとっても住みやすいまちです。

ほんし ゆた しぜん でんとうき れきし ぶんか しみん ほこ ちいき しげん  
本市には、豊かな自然や伝統的な歴史・文化など、市民が誇りにできる地域の資源  
しな いかくしょうがっこうく こうみんかん せっち かっぱつ ちいきかつどう てんかい  
があります。また、市内各小学校区に公民館が設置され、活発に地域活動を展開し  
ほんし ちいきせい だれひとり にんげん そんちよう  
ています。このような、本市の地域性をいかしながら、誰もが一人の人間として尊重  
たよう ぶんか ひとびと しゃかい さんかく じつげん ゆた かつりよく しゃかい  
され、多様な文化をもった人々が社会に参画して実現される、豊かで活力ある社会  
ほん きほんりねん  
をめざして、本プランの基本理念を

くに ひと て  
いろいろな国の人たちが手をつなぎ  
ささ  
ともに支えあうまちづくり

とします。

きほんほうしん

### 2 基本方針

がいこくじんしみん く かんきょう

#### (1) 外国人市民も暮らしやすい環境づくり

ほんし く がいこくじんしみん にほんじんしみん どうよう じゅうみん ぎょうせい  
本市に暮らす外国人市民も、日本人市民と同様に、「住民」として、行政サー  
ていきょう う けんり ふたん お ぎむ  
ビスの提供を受ける「権利」と負担を負う「義務」があります。

たぶん かきょうせい いしき

#### (2) 多文化共生の意識づくり

さまざま ひと ぶんか きょうぞん きょうせいしゃかい すず しみん ちいき ぎょうせい  
様々な人や文化が共存する共生社会を進めるためには、市民、地域、行政を  
たいしょう たぶん かきょうせい ちいき いしきけいはつ おこな じゅうよう  
対象に、多文化共生の地域づくりについて、意識啓発を行うことが重要です。

だれ さんか ちいき

#### (3) 誰もが参加できる地域づくり

にほんじんしみん がいこくじんしみん たが りかい そうご のうりよく  
日本人市民と外国人市民がお互いを理解し、相互にその能力をいかせるように  
しゃかいぜんたい ささ ひつよう ちいきしゃかい ごじよ きょうじよ  
社会全体が支えあうことが必要です。それには、地域社会での「互助・共助」の

かんけい きず じゅうよう  
関係を築くことが重要です。

### 3 基本施策

がいこくじんし げんじょう くだい ほん きほんりねん きほんほうしん もと  
外国人市民の現状と課題をふまえ、本プランの基本理念と基本方針に基づき、  
ほんし つぎ ぶんるい たぶんかきょうせいすいしん ぐたいてき しさく おこな  
本市では、次の4つの分類で多文化共生推進の具体的な施策を行います。

#### (1) コミュニケーション支援

ことば かべ がいこくじんし じんぶん じょうほうでんたつ  
言葉のちがいが壁となり、外国人市民とのコミュニケーションや、情報伝達に  
ししょう しょう ばあい ほんし せいかつ ひつよう じょうほう ていきよう がいこくじんし  
支障が生じる場合があります。本市での生活に必要な情報の提供と、外国人市民  
じょうほうでんたつしゅだん かくほ つと どうじ にほんご にほんしゃかい かん がくしゅうしえん  
への情報伝達手段の確保に努めます。同時に、日本語・日本社会に関する学習支援  
がいこくじんし じりつ うなが  
など外国人市民の自立を促します。

#### (2) 生活支援

せいかつしえん  
がいこくじんし あんしん ほんし せいかつ きょじゅう きょういく ろうどう いりよう ほけん  
外国人市民が、安心して本市で生活できるよう、居住、教育、労働、医療・保健・  
ふくし ぼうさい ぶんや ひつよう しえん おこな  
福祉、防災などの分野において、必要な支援を行います。

#### (3) 多文化共生の地域づくり

ちいき にほんじんし がいこくじんし ちいき こうせいじん きょうせい  
地域で、日本人市民と外国人市民が、ともに地域の構成員として共生できる  
かんきょう しみん いしきけいはつ しみんしゅたい たぶんかきょうせいかつどう  
環境をつくるため、市民への意識啓発とともに、市民主体の多文化共生活動や  
がいこくじんし じりつ しゃかいさんかく しえん おこな  
外国人市民の自立と社会参画への支援を行います。

#### (4) 多文化共生推進体制の整備

ほんし たぶんかきょうせいすいしんしさく けいかくてき すいしん かくしゅたい れんけい  
本市における多文化共生推進施策を計画的に推進するために、各主体と連携し、  
すいしんたいせい こうちく  
推進体制を構築します。

### 4 各主体の役割と連携

たぶんかきょうせい すいしん しみん ちいき きょうせい たちば  
多文化共生の推進にあたっては、市民、地域、行政が、それぞれの立場において  
にな て たが れんけい きょうどう と く ひつよう  
担い手となり、互いが連携し、協働して取り組むことが必要です。

#### (1) 市民の役割

しみん ちいき しゅやく たが ぶんか じんけん そんちょう そうごりかい ふか  
市民は、地域づくりの主役であり、互いの文化や人権を尊重し、相互理解を深め、

ともに暮らすという意識を高めることが求められます。

一方で、外国人市民は、地域の文化や習慣に関する理解を深めるとともに、日本の法令や生活ルール等を遵守する必要があります。

## (2) 地域の役割

### ア 自治会

自治会は、最も生活に密着した共同体であり、地域における多文化共生の推進に重要な役割を担っています。

外国には、自治会という組織が存在しない場合があります。自治会の役割などについて、分かりやすく情報を提供し、理解を得ることが必要です。

さらに、外国人市民も、地域社会の構成員の一人として積極的に活動することが望まれます。

### イ NPO

多文化共生の推進には、国際交流やボランティア活動への高い関心と参加意識もった人々で構成され、人材やノウハウを持っているNPOなどの市民活動団体との連携・協働が欠かせません。

ふくい市民国際交流協会は、市民と行政の橋渡し役となり、市民が主体となった多文化共生推進の中心的な担い手になることが求められます。

### ウ 企業

外国人市民を雇用する企業には、人権を十分に尊重するとともに、労働法令を遵守し、企業としての社会的責任を果たすことが求められています。

特に、国の制度によって受入れられている技能実習生等は、本市の経済活動を支える重要な役割を担っています。受入れ団体等には、技能実習生等と地域社会をつながり役割が期待されます。

### エ 教育機関

国籍を問わず、すべての子どもたちは、将来を担う重要な存在です。また、国際

けっこん う こ ぶんか も  
結婚により生まれる子どもたちは、2つの文化を持っています。

がいこくせき こ しんろせんたく はば ひろ きょういく う かんきょうせいび  
外国籍の子どもたちの進路選択の幅を広げるためには、教育を受ける環境整備や  
しんがく しゅうしょく かん しえん ひつよう どうじ こ たよう ぶんか きょうみ  
進学・就職に関する支援が必要です。同時に、子どもたちの多様な文化への興味や  
りかい はぐく じんけんそんちよう いしき たか たが みと あ じんけんきょういく すす ひつよう  
理解を育み、人権尊重の意識を高め、お互いを認め合う「人権教育」を進める必要  
があります。

だいがく くに ほうしん こんご かくじつ りゅうがくせい ぞうか み こ そつぎょうせい  
大学では、国の方針により、今後、確実に留学生の増加が見込まれます。卒業生  
ちいきていちゃく しえん りゅうがくせい にほんごのうりよく にほんしゃかい りかいりよく い  
の地域定着を支援するとともに、留学生が、日本語能力や日本社会への理解力を活  
たぶんかきょうせい すいしんやく かつやく たいせい もと  
かし、多文化共生の推進役として活躍できるような体制づくりが求められます。

### ぎょうせい やくわり (3) 行政の役割

しやくしょ がいこくじんしみん もつと みちか ぎょうせいまどぐち  
市役所は、外国人市民にとって最も身近な行政窓口です。

ほんし きほんてき ぎょうせい しゅたい ちいき じつじょう がいこくじんしみん  
本市は、基本的な行政サービスの主体として、地域の実情をふまえ、外国人市民  
ふく しみん こうへい たいおう しさく さくてい たぶんかきょうせい ちいき  
を含むすべての市民に、公平に対応するための施策を策定し、多文化共生の地域づ  
けいはつ おこな がいこくじんしみん しえん  
くりの啓発を行いながら、外国人市民を支援します。